

3/29
奥福

安保法施行2年

専守防衛骨抜き 日米一体化進む

集団的自衛権の行使を可能とした安全保障関連法の施行から二十九日で二年になる。この間、自衛隊の新任務や能力の高い武器の拡大を通じ、日米の軍事的一体化と憲法九条に基づく「専守防衛」を逸脱する動きが進んだ。北朝鮮が核・ミサイル開発を進めてきたことを理由に、安倍晋三首相は「従来の延長線上ではない」防衛政策を提唱し、この傾向を一層推し進める構えだ。

首相は北の脅威強調

安保法の新任務が初めて付与されたのは施行約半年後の二〇一六年十一月で、南スーダン国連平和維持活動(PKO)に参加していた陸上自衛隊部隊への「駆け付け警護」。だが、現地の治安悪化で活動が制限さ

れ、実施はされなかった。新任務が初めて実施されたのは昨年五月。海上自衛隊のヘリコプター搭載型護衛艦「いずも」が、日本近海で米補給艦に「武器等防護」を行った。

艦は、北朝鮮をけん制するため日本海に展開していた米空母艦隊に燃料を補給したとみられている。昨年後半には、航空自衛隊も日本周辺に飛来した米空軍の爆撃機に武器等防護を実施した。

海自艦と分かれた米補給艦は、北朝鮮をけん制するため日本海に展開していた米空母艦隊に燃料を補給したとみられている。昨年後半には、航空自衛隊も日本周辺に飛来した米空軍の爆撃機に武器等防護を実施した。

武器等防護は有事ではないが情勢が緊張しているグレーゾーン事態に、自衛隊が米艦艇や航空機を警護する任務。第三国が米軍の活動を妨害した場合、武器を使用して阻止でき、武力衝突に発展する危険もはらむ。

自衛隊が新たに導入する武器も日米一体化の流れを反映しつつある。二十八日

今年末に改定する防衛力整備の指針「防衛計画の大綱」では、護衛艦「いずも」を戦闘機の発着が可能

安全保障関連法成立後の主な動き ※下線部は安保法で可能になった内容

2015年9月19日	未明の国会で安保法成立
16年3月29日	安保法施行
11月7日	安保法に基づく初の日米共同訓練。重要影響事態を想定し、遭難した米軍パイロットを自衛隊が救出
同15日	南スーダン国連平和維持活動(PKO)部隊に駆け付け警護の任務を付与。宿営地の共同防衛も可能に
12月15日	海外での邦人保護訓練を初実施し、報道公開
17年2月7日	防衛省が情報公開請求に対し、当初は廃棄したと説明した南スーダンPKO日報を公開
5月1日	護衛艦「いずも」が日本近海で米補給艦に「武器等防護」を実施。安保法の初任務
6月ごろ	海自艦が日本海で米イージス艦に給油
7月28日	防衛省の特別防衛監察が陸自によるPKO日報の隠蔽(いんぺい)を認定。稲田朋美防衛相(当時)が引責辞任
8月10日	北朝鮮による米グアム周辺への弾道ミサイル発射計画について、小野寺五典防衛相が「存立危機事態に合致すれば対応できる」と集団的自衛権に基づく迎撃に言及
12月22日	政府が18年度防衛予算案に長距離巡航ミサイルの関連費22億円を盛り込む
18年1月22日	安倍晋三首相が施政方針演説で、17年に米軍機に対する武器等防護も実施したことを表明
3月2日	小野寺防衛相が、いずもの艦載機として、ステルス戦闘機F35Bを検討していると答弁
同20日	自民党が新たな防衛大綱の策定に向けた提言の骨子で、いずも改修を念頭に「防衛型空母」の保有を要求

